

「新宿区地域型保育事業等における虐待事案検討協議会」の設置について

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の施行（令和 7 年 10 月 1 日）により、地域型保育事業等に従事する職員による虐待に関する通報義務等が創設されたため、下記のとおり「新宿区地域型保育事業等における虐待事案検討協議会」を設置し、対応する。

記

1 児童福祉法等の改正について

児童福祉法及び「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」の改正に伴い、区長が所管行政庁となる事業において、そこに従事する職員による虐待（身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待）が発生した場合、区長は、事実確認や講じた指導等の措置の内容、子どもの状況を児童福祉審議会等に報告する必要性が生じている。

(1) 区長が所管行政庁となる事業

事業	区における主管課
放課後児童健全育成事業	子育て支援課
子育て短期支援事業	子ども相談支援課
家庭的保育事業、小規模保育事業、 居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業	保育指導課・保育課
乳児等通園支援事業	保育指導課・保育課・学校運営課 ・子ども家庭課

※児童育成支援拠点事業は実施していない

(2) 報告先

児童福祉審議会

市町村児童福祉審議会を設置しない市町村にあっては、市町村児童福祉審議会の委員に相当する者をあらかじめ指定し、当該者に対して、講じた措置の内容等を報告する。

2 区における虐待事案の報告先について

児童福祉審議会を設置していない本区においては、「新宿区地域型保育事業等における虐待事案検討協議会」を新たに設置し、報告を行う。

(1) 構成員

弁護士 1 名・医師 1 名・児童福祉の専門家（学識経験者） 1 名 計 3 名

(2) 内容

会議は非公開として、所管課長より以下内容について報告し、委員の意見を聴く。

- ①通報等がなされた事業の情報（名称、所在地、施設種別等）
- ②虐待を受けた（又は受けたと思われる）子どもの状況
- ③確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ④虐待を行った当事者（事業に携わる職員等）の概要
- ⑤所管行政庁において行った対応の内容
- ⑥虐待があった事業において改善措置が行われている場合にはその内容

3 参考(虐待対応についての全体像)

